

殺菌消毒剤（次亜塩素酸ナトリウム）（単価契約）仕様書

1 品名 殺菌消毒剤（次亜塩素酸ナトリウム）（単価契約）

2 用途 処理水の殺菌消毒

3 数量、規格及び効能等

- (1) 同等品の可否の欄に「○」とあり、(3) で例示した基準品以外で参加する場合は、必ず同等品規格確認票により事前確認を受けること。「×」の場合は、同等品での参加は認めない。
- (2) 同等品の可否の欄に「—」とある場合は、規格を満たすものであればメーカー・品番を問わない。（規格を満たしているかどうかの事前確認及び同等品規格確認は受け付けない。）

内訳	品名	規格及び効能	発注予定数量	単位	同等品の可否
1	殺菌消毒剤 （次亜塩素酸ナトリウム）	低食塩次亜塩素酸ナトリウム（水道用） ア 性状：液体 イ 性能：有効塩素濃度 12.0%以上	434,700	kg	—

4 発注予定数量

予定数量であり、この数量の発注を保証するものではない。ただし、発注予定数量を上限とし、下限は発注予定数量の8割とする。この下限を下回るときは、発注者と受注者が契約金額（単価を含む。）について協議を行い、必要があると認めるときは契約金額の変更を行うものとする。

5 契約単価等

- (1) 消費税及び地方消費税に係る課税事業者の場合
入札書記載の単価とする。
- (2) 消費税及び地方消費税に係る免税事業者の場合
入札書記載の単価に当該額の100分の10に相当する額（その額に円単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算して計算した額とする。

6 納入期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

7 納入場所

東広島浄化センター 再利用棟（東広島市西条町田口10100番地1）

8 納入期限

納入日は発注者と受注者で協議の上決定すること。ただし、東広島市の休日を定める条例（平成元年東広島市条例第6号）第1条第1項に規定する休日は含めない。

9 納入方法等

1回当たり約6,900kgをタンクローリー車により搬送し、既設の薬品タンクへ薬品を投入する。

接続口：フランジ40A（JIS 10K）

なお、接続口は別添写真のとおり2か所あるため、薬品タンクへの投入前にどちらのフランジを使用して投入するか確認すること。また、薬品タンクへの投入前に発注者及び受注者両者

で持ち込みタンクの数量を確認後、納入場所に設置する既存タンク内の納入前後の量を確認し、発注者へ納品書を提出すること。

10 提出書類

- (1) 契約締結後 10 日以内：メーカーからの出荷確約書、安全データシート (SDS)
- (2) 納入時：納品書、計量伝票、品質検査書 (分析試験成績表等。メーカーによる試験成績でも可)

11 支払方法

月ごとの支払いとする。受注者は検査合格後、納入日が属する月の末日以降に当該履行部分に当たる代金を次のとおり請求することができる。

- (1) 消費税及び地方消費税に係る課税事業者の場合
契約単価に月間履行数量 (kg) の合計を乗じて計算した金額に、その金額の 100 分の 10 に相当する金額 (その金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額) を加算した金額とする。
- (2) 消費税及び地方消費税に係る免税事業者の場合
契約単価に月間履行数量 (kg) の合計を乗じて計算した金額 (その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額) とする。

なお、請求書には、納入ごとの納入月日、数量、単価及び請求ごとの合計金額、消費税の適用税率、消費税の金額等、請求の根拠となる内訳を記載すること。

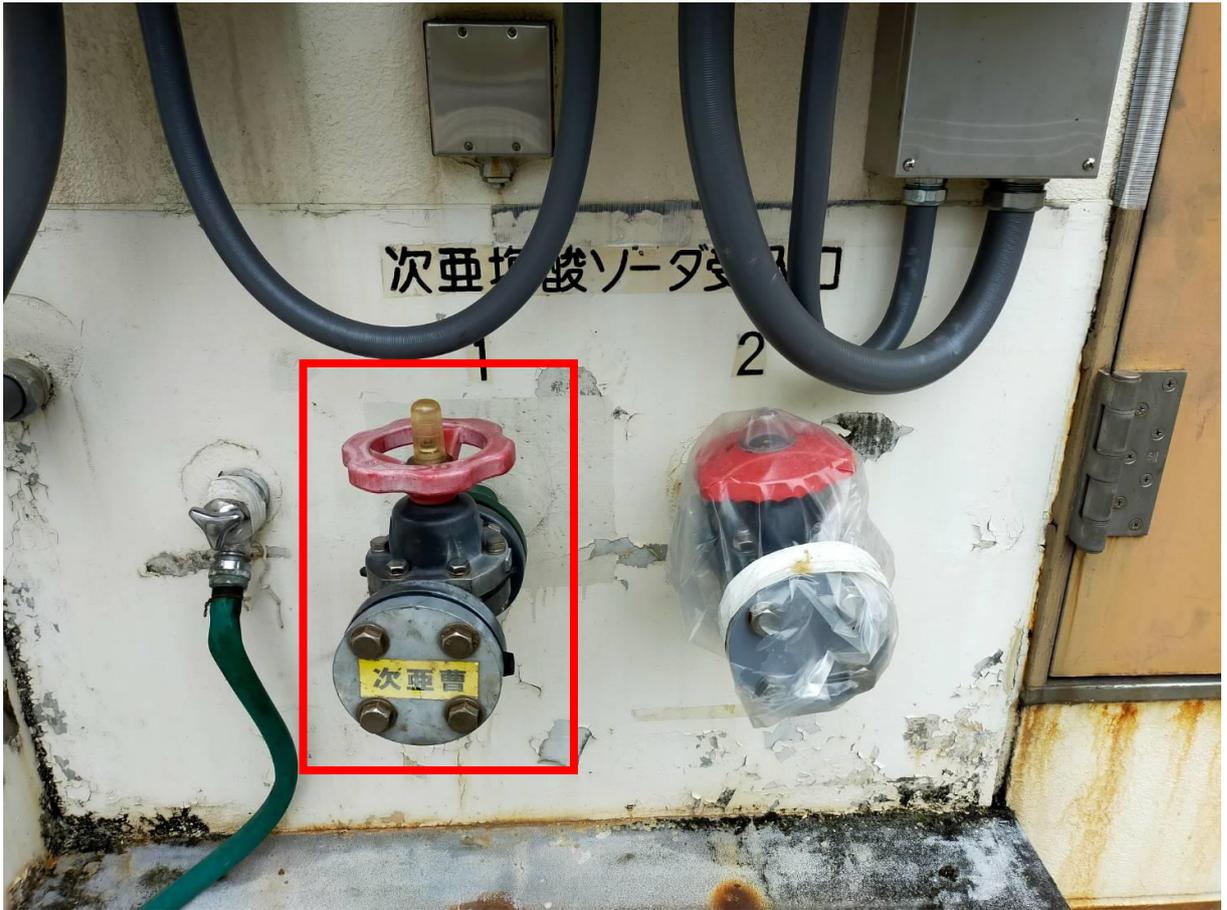
12 その他

年末年始等大型連休前及び水処理状況等により、6,900kg/回未満で納入依頼する場合は、その指示に従うこと。

13 問い合わせ先 (発注担当課)

東広島市 下水道部 下水道施設課 施設係
TEL 082-420-0403 (直通)
FAX 082-420-0404

(別添写真)



※ フランジは2か所あるが、原則受入口1を使用する。受入口を変更する場合は別途指示する。